

リストラ拒否社員の過労死、NTT東日本に賠償命令

NTT東日本社員だった北海道旭川市の男性(当時58歳)が研修期間中に心臓病で急死したのは、リストラの一環で長期の宿泊研修などを強いられた過労が原因として、遺族がNTT東日本に総額約7200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が9日、札幌地裁であった。

奥田正昭裁判長は「宿泊研修と死因との因果関係が認められる。本人は研修前に体調不良を訴えており、会社は安全配慮義務に違反していた」としてNTT東日本に総額約6600万円の賠償を命じた。

労災申請は労基署などで退けられており、遺族は労働保険審査会に再審査を申し立てている。

訴えによると、同社の旭川事業所に勤務していた男性は、心臓病の持病があったため、会社の健康管理指示書で残業や宿泊出張不可とされていた。

男性は、NTTグループが2001年4月に発表した経営計画に基づくNTT東日本のリストラで、子会社転籍などを求められたが拒んだ。その結果、職種変更に伴う研修として、札幌や東京で2002年4月24日から6月30日の長期宿泊研修を命じられた。その間、旭川に一時帰宅していた6日9日、1人で墓参りに出かけた際、心臓病のため急死した。

原告の妻と長男は「リストラ計画の強行による精神的、肉体的な過度の負担が死因」と主張。NTT東日本は「会社の安全配慮義務違反はなく、死因は墓参りの際にスコップなどで作業したのが原因」として争っていた。

(読売新聞) - 3月9日 14時37分更新

NTTに6600万円賠償命令 急死社員の遺族訴え

NTT東日本旭川営業支店に勤めていた男性社員(当時58)が死亡したのは、リストラによる配置転換で長期の宿泊を強いられたことによる過労が原因として、旭川市に住む男性の遺族が同社を相手に計約7200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が9日、札幌地裁であった。奥田正昭裁判長は「研修に参加したことによる精神的、身体的ストレスが持病の心臓病を悪化させ死亡するに至った」と述べ、NTT側に約6600万円の賠償を命じた。

訴えていたのは、亡くなった奥村喜勝さんの妻節子さんと長男。

訴えなどによると、奥村さんは62年に当時の電電公社に採用され、旭川営業所に勤務していた。心臓病の持病があり、同社の健康管理規程で残業や出張、宿泊を伴う業務が禁じられていた。02年4月、リストラ

による配置転換のため、宿泊研修での不規則な生活を強いられ、病状が悪化。同年6月、急性心筋虚血により亡くなった。

奥田裁判長は「奥村さんが」心臓病の持病を有し、研修に参加する前から不整脈や体調不良を訴えていたことに照らすと、長期間の宿泊を伴う研修に参加させるべきではなかった」と安全配慮義務違反を認めた。

原告側は「違法なリストラによる過労死で、会社側は安全配慮義務を怠った」と主張。会社側は「死亡と会社の事業構造改革などとは直接関係がない」と争っていた。

朝日新聞(03/09 14:03)

過労死でNTTに 6600 万円の賠償命令・札幌地裁

NTT東日本に勤めていた心臓病の奥村喜勝さん(当時 58)が急性心不全で死亡したのは、長期研修の過労などが原因だとして、北海道旭川市の妻(58)らが会社に対し、計約 7200 万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、札幌地裁(奥田正昭裁判長)は 9 日、NTT東日本に約 6600 万円の賠償を命じた。

研修と死亡の因果関係や、心臓病だった男性に会社が配慮したかが争点。判決理由で奥田裁判長は「心臓病が重かったことを考慮すると、研修と死亡の間には因果関係がある」と指摘した。

妻らは「リストラによる配置転換への不安と、直前の長期研修が原因」と主張したが、NTT側は「研修は時間外労働もなく、十分な配慮のもと実施された」と反論していた。

訴状などによると、奥村さんは職場の健康診断で心臓疾患を指摘され、1993 年に冠動脈手術を受けた。同社の健康管理規定で残業や宿泊を伴う出張ができないとされたのに、同社のリストラ計画で 2002 年 4 月から東京都などで職種変更の宿泊研修を受けた。〔共同〕(15:29)